

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	ページ
◎和食ダム操作規則の一部を改正する規則	1
◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令	2
◎和食ダム操作規程の一部を改正する訓令	3
告 示	
○令和8年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数 (国民健康保険課)	3
◎マイナポータルを経由する旅券発給申請に係る旅券発給手数料の指定納付受託者の指定 (国際交流課)	4

規 則

和食ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年4月1日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第33号
和食ダム操作規則の一部を改正する規則
 和食ダム操作規則（令和7年高知県規則第66号）の一部を次のように改正する。
 第11条中「高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所長」を「高知県安芸土木事務所長」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年4月1日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第34号**  
**高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(3)の表中  
 「  
 12 令和7年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件  
 」

を  
 「  
 12 令和7年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件  
 13 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料で、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条の規定により指定された特定非常災害又は当該特定非常災害に準ずるものと知事が認めた災害により被害を受けた建物の補修、解体及び解体後の新築に必要なもの  
 14 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、道路管理施設に電力を供給することのみを目的として設けられるもの  
 」

に改める。  
 別表第2中  
 「  
 7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）  
 」

を  
 「  
 7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）  
 8 知事が別に定める道路維持管理への協力を行う者（以下この表において「道路協力団体等」という。）が設置する太陽光発電設備又は風力発電設備  
 9 道路協力団体等が設置するEV充電機器又はEV充電施設（自動車に動力源として電気を供給するための工作物又は施設をいう。）  
 10 道路協力団体等が設置する水素供給施設（自動車に燃料としての水素を供給するため

の施設をいう。)

- 11 道路協力団体等が設置するシェアサイクル器具（道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものをいう。）又はシェア電動モビリティ器具（道路法施行令第11条の11第1項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するものをいう。）
- 12 防災拠点自動車駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の29の2第1項の防災拠点自動車駐車場をいう。以下この表において同じ。）に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると知事が認めるもの（以下この表において「災害応急対策施設等」という。）
- 13 災害応急対策移動施設（災害応急対策施設等のうち、防災拠点自動車駐車場に指定されていない自動車駐車場に設ける施設であって、災害が発生した場合に防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものをいう。）

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第5号**

本 庁  
各出先機関

高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令**

高知県自動車の運転及び管理規程（昭和36年12月高知県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第11条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式又は別記第1号様式の2」に改める。

別記第1号様式（表紙）中「自動車使用記録簿」を「自動車使用記録簿（ガソリン車）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第3条、第11条関係)  
(表紙)

年度  
(自動車車両登録番号) 号  
自動車使用記録簿 (EV車)

(内容)

| 月日 | 運転者所属・氏名 | 行先 | 運転実績 |      | 航続可能距離<br>計り | 充電<br>プラグ<br>の差込<br>確認   | 酒気帯び確認       |      |          |                          | 備考  |                  |
|----|----------|----|------|------|--------------|--------------------------|--------------|------|----------|--------------------------|-----|------------------|
|    |          |    | 開始時刻 | 終了時刻 |              |                          | 走行後の<br>走行距離 | 確認時刻 | 確認方法     | 目視等による確認                 |     | 検知機<br>の使用<br>状況 |
|    |          |    | 時 分  | 時 分  | km           |                          | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転前          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
|    |          |    |      |      |              | <input type="checkbox"/> | 運転後          | :    | 対面・電話その他 | <input type="checkbox"/> | 有・無 |                  |
| 月分 |          |    |      |      |              |                          |              |      |          |                          |     | 所属長の確認           |

注 1 自所属の自動車を運転する場合は、「運転者所属・氏名」欄の所属の記入は不要であること。  
 2 「酒気帯び確認」の「目視等による確認方法」欄及び「酒気帯びの有無」欄は、いずれかを○で囲むこと。  
 3 「酒気帯び確認」の「検知機の使用状況」欄は、アルコール検知器を使用した場合に口内にシ印を付けること。  
 4 路程の途中で運転者を交替する場合は、運転者ごとに記入すること。  
 5 所属長は、月末において、1月ごとに確認の上、「備考」欄に署名し、又は押印すること。  
 6 庁舎充電設備以外でEV充電をした場合は、「備考」欄に序外充電を記載すること。

別記第2号様式注1中「別記第1号様式」を「別記第1号様式又は別記第1号様式の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の高知県自動車の運転及び管理規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県自動車の運転及び管理規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県訓令第6号

土 木 部  
安 芸 土 木 事 務 所  
安芸土木事務所和食ダム建設事務所

和食ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

和食ダム操作規程の一部を改正する訓令

和食ダム操作規程（令和7年7月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土 木 部  
安芸土木事務所

第3条第1項中「安芸土木事務所和食ダム建設事務所長」を「高知県安芸土木事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第209号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により令和8年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおとする。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

|                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| 条例第11条に規定する算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数 | 0.8191277229581 |
| 算定政令第9条第8項の一般納付金基礎              | 0.999999981772  |

|                                                                                    |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 額調整係数                                                                              |                 |
| 条例第15条に規定する算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数                                            | 0.8196883877855 |
| 算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数                                                    | 0.999999953177  |
| 条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数                                                | 0.8352147528105 |
| 算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数                                                        | 0.999999872056  |
| 条例第22条に規定する算定政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数                                       | 0.8191277229581 |
| 算定政令第11条の2第6項の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数                                               | 0.999999595998  |
| 条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数及び条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 | 0.7             |

## 高知県告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

| 指定納付受託者         |             | 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等                       | 指定期間                  |
|-----------------|-------------|--------------------------------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地         | 名称          |                                            |                       |
| 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 | 株式会社NT Tデータ | マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付される旅券発 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

|  |  |      |  |
|--|--|------|--|
|  |  | 給手数料 |  |
|--|--|------|--|